別紙２

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領

１　基本事項

(1) 氏名・生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。氏名について旧姓の併記も可とする。また、生年月日の欄に届出を行う年の１２月３１日現在における満年齢を記入すること。

(2) 性別

該当するものを○で囲むこと。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) メールアドレス

メールアドレスを記入すること。職場メールアドレスではなく、個人メールアドレスを記入することで、次回の届出以降も、勤務先が変わっても届出や看護職キャリア情報の内容を引き継ぐことが可能。

２　免許の種別、登録番号及び登録年月日等

(1) 記載を行う免許

①　保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許等のうち２以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。

②　「免許の種別」欄のうち保有しない免許等については、斜線で抹消すること。

(2) 登録番号・登録年月日

①　保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許については、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の区分に従い、「厚生労働省」又は「都道府県」のいずれか該当しないものを斜線で抹消すること。

②　厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

③　旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する保健婦免状又は看護婦免状について交付を受けた都道府県名、番号及び交付年月日を記入すること。

また、旧規則に基づき都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者は、現に登録されている都道府県名、登録番号及び登録年月日を記入すること。

④　准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

⑤　上記において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注

意すること。特に保健士籍、看護士籍又は准看護士籍への登録を受けた者が、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健士籍、看護士籍又は准看護士籍に登録された日であるので注意すること。

3　主たる業務

(1)「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許及び准看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合は、その主たる業務の一つについて記入すること。

(2) 複数の免許等を有しない場合は、取得している免許等に係る業務を主たる業務とすること。

4　業務に従事する場所

(1) 一般事項

①　複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

②　複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

①　病院

医療法第１条の５第１項に規定する病院において業務に従事している者

②　診療所

医療法第１条の５第２項に規定する診療所において業務に従事している者

※　「８　事業所」に設置される診療所を除く。

ア　有床　入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ　無床　入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③　助産所

医療法第２条第１項に規定する助産所において業務に従事している者。分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。

ア　開設者　助産所の開設の届出を行った者

※　「ウ　出張のみによる者」　に該当する者を除く。

イ　従事者　ア、ウに該当しない者

ウ　出張のみによる者

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第５条の適用を受け、開設の届出を行った者

④　訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

ア　管理者　訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

イ　従事者　ア以外の者

⑤　介護保険施設等

次のアからオに掲げる施設・事業所において従事している者

ア　介護老人保健施設　　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ　介護医療院　　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ　指定介護老人福祉施設　　介護保険法第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者

エ　居宅サービス事業所　　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く。）を行う事業所において業務に従事している者

オ　居宅介護支援事業所　　介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

カ　その他　　ア～オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥　社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「１　病院」から「５　介護保険施設等」に該当する場合を除く。

ア　老人福祉施設　　老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

イ　児童福祉施設　　児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

ウ　その他　　ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

⑦　保健所、都道府県又は市区町村

ア　保健所　　保健所において業務に従事している者

イ　都道府県（アを除く）　　都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ　市区町村（アを除く）　　市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

⑧　事業所

１から７及び９に該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。）

ア　事業所内診療所　　事業所に設置されている診療所において業務に従事し

ている者

イ　その他（アを除く）　　ア以外の事業所において業務に従事している者

⑨　看護師等学校養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

⑩　その他

１から９に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

①　所在地　現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。市区町村コード欄については別紙４を参照の上、現に業務に従事している場所における市区町村コード（※）を記入すること。

（※）総務省が定める市区町村コード（5 桁）

②　名称　　現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

派遣（紹介予定派遣を含む）とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第２条第２号に規定する派遣労働者（同条第４号に係る者を含む。）に該当する者とする。

(5) 常勤換算

フルタイム労働者（１週間の所定労働時間が４０時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者）と比較して、１週間の所定労働時間が短い者は「短時間労働者」に記入すること。

(6) 従事期間等

①　従事期間は、現在従事している場所においての連続した従事期間の年数により記入すること。

ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

（
連続の例　　同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動
非連続の例　同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動
）

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおいての「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

② 「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

ア 期間の定めがなく雇われていた場合

イ １ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

ウ 日々又は１ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が２ヶ月以上かつ各月１８日以上雇われていた場合

③ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）に記入すること。

「新規」には、免許取得後、１ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

④ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）に記入すること。

⑤ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入すること。

⑥ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

５ 看護師の特定行為研修の修了状況

(1) 特定行為研修の修了の有無

① １２月３１日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「１．有」を○で囲むこと。

② １２月３１日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「２．無」を○で囲むこと。

(2)指定研修機関番号

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(3)修了した特定行為区分

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称を全て○で囲むこと。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(4)修了した領域別パッケージ研修

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て○で囲むこと。単に、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているだけではなく、「特定行為研修修了証」に記載されている領域について○で囲むこと。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

③ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲むこと。

6 その他

(1) 業務従事者の届出義務については、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであり、看護師等の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、看護師等学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、当該従事者の動向を把握することは、看護師等の確保対策上重要であるので、届出が行われた場合は、受理するものとすること。

(2) (1)の場合、従事期間等の記入に際しては、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事した期間を、業務に従事していた期間とみなして記入すること。

別紙３

看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項

記載にあたっては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」をよくお読みいただき、「特定行為研修修了証」を確認のうえ、記載いただきますようお願いいたします。なお、特にご留意いただきたい事項については下記のとおりです。

１.「特定行為研修修了の有無」について

○12 月 31 日現在、**指定研修機関において**特定行為研修を修了し、**「特定行為研修修了証」が交付されている場合**は、「１.有」を○で囲んでください。

２.「修了した特定行為区分」について

○特定行為研修修了証の**「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」**に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

３.「修了した領域別パッケージ研修」について

○「特定行為研修修了証」の**「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て**○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているが、**領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない者**（「特定行為研修修了証」に領域別パッケージ研修が記載されていない者）は**○を記入しない**でください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第４号に規定する研修です。

対象：看護師のみ**（准看護師は含みません）**

研修制度開始時期：平成 27 年 10 月

研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）

※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは**異なります**。

※認定看護師や専門看護師の資格とは**異なります**。

※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは**異なります**。

※単に**特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。**

市区町村名	市区町村コード（5桁）
40福岡県	
福岡市中央区	40133
福岡市南区	40134
福岡市西区	40135
福岡市城南区	40136
福岡市早良区	40137
大牟田市	40202
久留米市	40203
直方市	40204
飯塚市	40205
田川市	40206
柳川市	40207
八女市	40210
筑後市	40211
大川市	40212
行橋市	40213
豊前市	40214
中間市	40215
小郡市	40216
筑紫野市	40217
春日市	40218
大野城市	40219
宗像市	40220
太宰府市	40221
古賀市	40223
福津市	40224
うきは市	40225
宮若市	40226
嘉麻市	40227
朝倉市	40228
みやま市	40229
糸島市	40230
那珂川市	40231
宇美町	40341
篠栗町	40342
志免町	40343
須恵町	40344
新宮町	40345
久山町	40348
粕屋町	40349
芦屋町	40381
水巻町	40382
岡垣町	40383
遠賀町	40384
小竹町	40401
鞍手町	40402
桂川町	40421
筑前町	40447
東峰村	40448
大刀洗町	40503
大木町	40522
広川町	40544
香春町	40601
添田町	40602
糸田町	40604
川崎町	40605
大任町	40608
赤村	40609
福智町	40610
苅田町	40621
みやこ町	40625
吉富町	40642
上毛町	40646
築上町	40647
41佐賀県	
佐賀市	41201
唐津市	41202
鳥栖市	41203
多久市	41204
伊万里市	41205
武雄市	41206
鹿島市	41207
小城市	41208
嬉野市	41209
神埼市	41210
吉野ヶ里町	41327
基山町	41341
上峰町	41345
みやき町	41346
玄海町	41387
有田町	41401
大町町	41423
江北町	41424
白石町	41425

市区町村名	市区町村コード（5桁）
41佐賀県	
太良町	41441
42長崎県	
長崎市	42201
佐世保市	42202
島原市	42203
諫早市	42204
大村市	42205
平戸市	42207
松浦市	42208
対馬市	42209
壱岐市	42210
五島市	42211
西海市	42212
雲仙市	42213
南島原市	42214
長与町	42307
時津町	42308
東彼杵町	42321
川棚町	42322
波佐見町	42323
小値賀町	42383
佐々町	42391
新上五島町	42411
43熊本県	
熊本市中央区	43101
熊本市東区	43102
熊本市西区	43103
熊本市南区	43104
熊本市北区	43105
八代市	43202
人吉市	43203
荒尾市	43204
水俣市	43205
玉名市	43206
山鹿市	43208
菊池市	43210
宇土市	43211
上天草市	43212
宇城市	43213
阿蘇市	43214
天草市	43215
合志市	43216
美里町	43348
玉東町	43364
南関町	43367
長洲町	43368
和水町	43369
大津町	43403
菊陽町	43404
南小国町	43423
小国町	43424
産山村	43425
高森町	43428
西原村	43432
南阿蘇村	43433
御船町	43441
嘉島町	43442
益城町	43443
甲佐町	43444
山都町	43447
氷川町	43468
芦北町	43482
津奈木町	43484
錦町	43501
多良木町	43505
湯前町	43506
水上村	43507
相良村	43510
五木村	43511
山江村	43512
球磨村	43513
あさぎり町	43514
苓北町	43531
44大分県	
大分市	44201
別府市	44202
中津市	44203
日田市	44204
佐伯市	44205
臼杵市	44206
津久見市	44207
竹田市	44208
豊後高田市	44209

市区町村名	市区町村コード（5桁）
44大分県	
杵築市	44210
宇佐市	44211
豊後大野市	44212
由布市	44213
国東市	44214
姫島村	44322
日出町	44341
九重町	44461
玖珠町	44462
45宮崎県	
宮崎市	45201
都城市	45202
延岡市	45203
日南市	45204
小林市	45205
日向市	45206
串間市	45207
西都市	45208
えびの市	45209
三股町	45341
高原町	45361
国富町	45382
綾町	45383
高鍋町	45401
新富町	45402
西米良村	45403
木城町	45404
川南町	45405
都農町	45406
門川町	45421
諸塚村	45429
椎葉村	45430
美郷町	45431
高千穂町	45441
日之影町	45442
五ヶ瀬町	45443
46鹿児島県	
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
阿久根市	46206
出水市	46208
指宿市	46210
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曽於市	46217
霧島市	46218
いちき串木野市	46219
南さつま市	46220
志布志市	46221
奄美市	46222
南九州市	46223
伊佐市	46224
姶良市	46225
三島村	46303
十島村	46304
さつま町	46392
長島町	46404
湧水町	46452
大崎町	46468
東串良町	46482
錦江町	46490
南大隅町	46491
肝付町	46492
中種子町	46501
南種子町	46502
屋久島町	46505
大和村	46523
宇検村	46524
瀬戸内町	46525
龍郷町	46527
喜界町	46529
徳之島町	46530
天城町	46531
伊仙町	46532
和泊町	46533
知名町	46534
与論町	46535
47沖縄県	
那覇市	47201
宜野湾市	47205

市区町村名	市区町村コード（5桁）
47沖縄県	
石垣市	47207
浦添市	47208
名護市	47209
糸満市	47210
沖縄市	47211
豊見城市	47212
うるま市	47213
宮古島市	47214
南城市	47215
国頭村	47301
大宜味村	47302
東村	47303
今帰仁村	47306
本部町	47308
恩納村	47311
宜野座村	47313
金武町	47314
伊江村	47315
読谷村	47324
嘉手納町	47325
北谷町	47326
北中城村	47327
中城村	47328
西原町	47329
与那原町	47348
南風原町	47350
渡嘉敷村	47353
座間味村	47354
粟国村	47355
渡名喜村	47356
南大東村	47357
北大東村	47358
伊平屋村	47359
伊是名村	47360
久米島町	47361
八重瀬町	47362
多良間村	47375
竹富町	47381
与那国町	47382